

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条第2項の規定により、令和7年4月1日以降の利用料金の額を承認しましたので、同条第3項の規定により公表します。

1.公の施設

神戸市立須磨ヨットハーバー（須磨区若宮町1丁目3番2号及び須磨区若宮町1丁目1番4号）

2.指定管理者

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 株式会社ヤマハ藤田

代表 取締役 藤田 忠久

住所 兵庫県姫路市本町155番地

3.利用料金の額

（1）係留及び陸置に係るもの

種 別		一般利用料に係る額 (1隻1日につき)	専用利用に係る額 (1隻1月につき)
ディングー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置		1,708円	8,758円
上記以外の艇	く 5メートル以下のもの	3,520円	21,256円
	い 5メートルを超え6メートル以下のもの	4,117円	24,881円
	係留又は陸置 6メートルを超え7メートル以下のもの	4,693円	28,412円
	7メートルを超え8メートル以下のもの	5,290円	32,047円
	8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、 1,655円を加えた額	32,047円に8メートルを超える1メートルにつき、 8,925円を加えた額
浮棧橋係留		上記の額に1.2を乗じて得た額	上記の額に1.2を乗じて得た額

備 考

1. 神戸市内に住所又は勤務場所のいずれも有しない使用者の専用利用に係る額は、この表の専用利用に係る額に1.2を乗じて得た額とする。

2. この表において「ディングー」とは、艇長6メートル以下のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
3. 1日未満、1月未満及び1メートル未満の端数は、それぞれ、1日、1月及び1メートルとして計算する。
4. 利用契約者が、係留及び陸置年間利用料金を指定期日の5月31日までに一括納付した場合は、この表の専用利用料に係る額に0.95を乗じて得た額とする。

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種 別	金 額	
揚降施設の利用	揚艇又は降艇1回につき 660円	
修理庫の利用	1隻1日につき 1,320円	
修理ヤードの利用	1隻1日につき 2,200円	
駐車場の利用	平日(7月・8月を除く)	最初の1時間400円 以降1時間毎200円 (当日最大料金700円)
	土日祝及び7月・8月	最初の1時間500円 以降1時間毎500円 (当日最大料金なし)
	須磨ヨットハーバー利用者等	当日最大料金600円
更衣ロッカーの利用	1回1日につき 200円	
船具ロッカー(大)の利用	1月につき 2,640円	
船具ロッカー(小)の利用	1月につき 1,320円	
給油施設の利用	1月につき 165,000円	
シャワーの利用	無料	
会議室の利用	午前9時から正午まで	1室につき 2,672円
	午後1時30分から 午後4時30分まで	1室につき 2,672円
	午前9時から午後5時まで	1室1時間につき 912円
	以外の時間の利用	
事務室の利用	1平方メートル1月につき 1,603円	
建物の会議室及び事務室以外の部分の利用	行政財産の許可使用に関する使用料条例(昭和39年3月条例 第80号)の規定の例により算出して得た金額	
物件の設置	1物件1月につき 1,100円	
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル1日につき 220円	

備考

1. 1時間未満,1日未満,1月未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1時間,1日,1月及び1平方メートルとして計算する。
2. 揚降施設の利用に係るものについて、1枚1回の利用券を1冊12枚つづりとした回数券の場合は、1冊12回分を6,600円とする。
3. 修理ヤードの利用に係るものについて、修理サービスを利用目的として1週間前までに利用予約した場合は、この表の修理ヤード利用に係る利用料金の0.5を乗じて得た額とする。
4. 会議室の利用に係るものについて、神戸市に住所、又は勤務場所を有する個人・法人・団体が利用する場合は、この表の会議室の利用に係る利用料金の0.8を乗じて得た額とする。

利用料金の種類	利用料金の額	
駐車場の利用	平日 (7月・8月を除く)	最初の1時間400円 以降1時間毎200円 (当日最大料金700円)
	土日祝及び7月・8月	最初の1時間500円 以降1時間毎500円 (当日最大料金なし)
	須磨ヨットハーバー利用者等	600円/日

備考

- 1時間未満、1日未満の端数は、それぞれ1時間,1日として計算する。

4.施行日

2025年4月1日